

XI 建設

1. 都市計画	305
2. 市街地開発	312
3. 道路（橋梁）	312
4. 建築	317
5. 下水道事業	324
6. 日奈久港整備事業	345
7. 鏡港整備事業	346
8. 九州新幹線整備関連事業	349



1 都 市 計 画

(1) 都市計画の指定

①都市計画区域

区域名称	都市計画決定	面積	備考
八代都市計画	平成22年3月30日	18,662ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
【旧八代都市計画】 都 市 計 画 決 定 (適 用) 昭和10年4月19日 (区域指定は昭和11年10月24日) 区 域 変 更 昭和32年7月5日 (町村合併による) 面 積 13,306 ha (龍峯校区を除く旧八代市域) 【旧鏡都市計画】 都 市 計 画 決 定 昭和27年9月12日 区 域 変 更 昭和32年7月5日 (町村合併による) 面 積 2,717 ha (旧鏡町域)			

②地域地区

ア 用途地域

区域名称	決定年月日	備考
八代都市計画	(変更) 平成22年3月30日	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
	(変更) 平成25年8月21日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市鏡町有佐、古城町、田中町の一部を変更
	(変更) 令和2年3月4日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市十条町の一部を変更
旧八代都市計画	(当初) 昭和41年9月20日 (4地域) (変更) 昭和48年12月27日 (8地域) (変更) 昭和60年10月29日 (") (変更) 平成8年2月1日 (12地域)	(変更) 平成10年9月16日 (12地域) (変更) 平成17年3月25日 (") (変更) 平成19年9月28日 (")
旧鏡都市計画	(当初) 昭和51年4月1日 (8地域) (変更) 昭和51年10月14日 (変更) 平成8年4月1日 (12地域) (変更) 平成19年9月28日	

種 類	区域名称	面積	旧八代都市計画	旧鏡都市計画
第1種低層住居専用地域	八代都市計画	91ha	88ha	3ha
第1種中高層住居専用地域		493ha	449ha	44ha
第2種中高層住居専用地域		521ha	521ha	—
第1種住居地域		230ha	156ha	74ha
第2種住居地域		205.3ha	205.3ha	—
準住居地域		72ha	72ha	—
近隣商業地域		182ha	171ha	11ha
商業地域		80.1ha	71ha	9.1ha
準工業地域		203.7ha	174.7ha	29ha
工業地域		53ha	33ha	20ha
工業専用地域		453ha	453ha	—
合 計		2,584.1ha	2,394ha	190.1ha

イ 臨港地区

決定年月日	名 称	面積	備考
(変更) 令和4年1月21日	八代都市計画臨港地区	449.5ha	クルーズ港区追加に伴う変更
旧八代都市計画			旧鏡都市計画
八代港	日奈久港		鏡港
【決定年月日】 (当初) 昭和40年4月10日 (変更) 昭和46年8月28日 (変更) 昭和49年9月17日 (変更) 平成9年4月4日 (変更) 平成15年3月10日 (変更) 平成17年9月28日 (変更) 平成18年12月6日 (変更) 令和4年1月21日 【地域】 八代内港、外港の周辺隣接地 【面積】 446.5ha 商港区 20.1ha 特殊物資港区 79.4ha 工業港区 234.9ha 保安港区 15.4ha 漁港区 3.7ha クルーズ港区 9.0ha 分区の指定なし 84ha	【決定年月日】 (当初) 平成21年12月10日 【地域】 日奈久港の周辺隣接地 【面積】 2.1ha 分区の指定なし	【決定年月日】 (当初) 平成21年1月30日 【地域】 鏡港の周辺隣接地 【面積】 0.9ha 分区の指定なし	

ウ 防火地域・準防火地域

防火地域	決定年月日	地 域	面 積
	昭和50年3月17日	日奈久中町、日奈久上西町、日奈久中西町の一部	6.0ha
準防火地域	(当初) 昭和42年1月6日 (変更) 昭和50年3月17日	旧八代市の商業地域一体及び日奈久地区の商業地域一体	230.8ha

エ 風致地区

決定年月日	地 域	面 積
(当初) 昭和23年3月31日(松江城風致地区) (変更) 昭和46年4月10日(松江城風致地区廃止) " (古麓風致地区指定)	古麓町の一部	13.7ha

オ 特別用途地区

決定年月日	名 称		備考
(変更) 平成22年3月30日	特別用途地区	約227ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
(変更) 平成25年8月21日		約227ha	八代市鏡町有佐において、準工業地域の一部を変更
(変更) 令和2年3月4日		約227.7ha	八代市十条町において、準工業地域の一部を変更
旧八代都市計画	旧鏡都市計画		
大規模集客施設制限地区	特別工業地区	大規模集客施設制限地区	
【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日 (変更) 令和2年3月4日 【地域】 旧八代都市計画の準工業地域全域 【面積】 約174.7ha	【決定年月日】 (当初) 昭和51年10月15日 【地域】 旧鏡町の宝出、内田、鏡村、有佐、下有佐地区の一部 【面積】 約24ha	【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日 (変更) 平成25年8月21日 【地域】 旧鏡都市計画の準工業地域全域 【面積】 約29ha	

カ 特定用途制限地域

決定年月日	名 称	面積	備考
平成19年12月20日	特定用途制限地域	95ha	新八代駅周辺地区

キ 地区計画

決定年月日	名 称	面積	
平成22年11月24日	通町地区	A地区	B地区
		1.6ha	0.9ha

(2) 土地区画整理事業

①土地区画整理事業施行状況

	事業名	施行者	事業認可日 換地処分 公告の日	施行面積 (㎡)	減歩率			事業費 (千円)	施行地区の整理前現況					
					公共 (%)	保留地 (%)	合算 (%)		地区内 人口 (人)	所有者 数 (人)	借地権 者 数 (人)	筆 数 (筆)	建物 数 (戸)	要移転 建物数 (戸)
1	太田郷	市	S16.07.09 S27.10.07	169,797	13.6	1.0	14.6	1,284	—	169	—	563	—	—
2	野上	組合	S27.12.24 S33.06.01	668,553	14.8	6.1	20.9	15,000	968	398	5	997	242	10
3	植柳第一	市	S33.01.14 S45.06.04	36,067	16.0	7.0	23.0	22,770	252	82	19	186	85	72
4	麦島第一	市	S53.03.23 S56.06.18	544,682	17.6	4.8	22.4	260,542	1,679	653	17	1,597	350	150
5	八の字	組合	S44.01.14 S55.05.27	199,420	16.7	10.2	26.9	103,606	29	211	0	358	13	4
6	八の字西	組合	S45.01.19 S55.12.27	25,749	19.5	6.2	25.7	17,311	0	58	0	98	0	0
7	北部	組合	S46.12.13 S56.04.07	589,132	16.2	9.3	25.5	1,402,149	175	237	0	1,033	70	31
8	古城	共同	S54.07.23 S59.02.02	56,760	29.4	0	29.4	614,171	0	6	0	109	0	0
9	高松	組合	S56.02.03 S63.02.02	195,372	20.6	4.4	25.0	1,256,570	157	98	0	338	58	16
10	球磨川駅	市	H03.12.09 H20.11.25	113,413	17.0	4.8	21.8	3,856,541	650	190	4	415	187	109
11	八千把	市	H12.08.30 —	440,389	21.0	7.9	28.9	5,744,000	294	174	0	773	80	68
12	大村橋周辺	市	H16.04.14 H24.05.08	8,895	29.9 (4.8)	0	29.9 (4.8)	838,199	48	27	1	28	19	19
13	田中町	組合	H22.04.15 H26.12.24	8,580	18.5	30.6	49.1	81,986	0	10	0	29	0	0
合 計				3,056,809				14,214,129						

*括弧書きは減価補償金による用地取得後の数字

(3) 街路事業

①八代都市計画

路線番号	路線名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	備 考
1. 3. 1	八 代 日 奈 久 道 路 線	25	12,880	12,880	暫定整備済
3. 2. 1	八 代 臨 港 線	32	8,650	8,650	完 了
3. 4. 2	西 幹 線	20	2,700	1,960	
3. 3. 3	北 部 幹 線	22	2,840	2,840	完 了
3. 4. 4	中 央 幹 線	16	2,960	1,671	
3. 4. 5	東 幹 線	16	3,510	3,510	完 了
3. 4. 6	麦 島 幹 線	18	2,650	2,650	完 了
3. 5. 7	萩 原 出 町 幹 線	16	1,440	1,440	完 了
3. 4. 8	八 代 港 線	20	3,860	3,860	完 了
3. 3. 9	国 道 3 号 幹 線	22	7,430	5,480	
3. 3.10	八 代 駅 前 幹 線	24	240	240	完 了
3. 4.11	西 片 西 宮 幹 線	16	1,020	750	(街)整備中
3. 3.12	沖 新 開 幹 線	22	1,940	-	
3. 5.13	海 士 江 古 閑 中 幹 線	12	2,170	406	(区)整備中
3. 4.15	八 の 字 幹 線	16	1,260	1,260	完 了
3. 4.18	三 楽 古 閑 中 幹 線	16	730	730	完 了
3. 4.20	リ バ ー サ イ ド 幹 線	16	1,030	-	
3. 4.21	千 仏 幹 線	16	480	480	完 了
3. 4.22	ス ポ ー ツ セ ン タ ー 幹 線	16	500	216	
3. 4.23	レインボープロムナード幹線	16	190	190	完 了
3. 2.24	南 部 幹 線	30	5,630	1,388	(街)完了・(県街)整備中
3. 4.25	古 閑 浜 古 閑 下 幹 線	18	580	-	
3. 4.26	古 閑 中 1 号 幹 線	18	900	683	(区)整備中
3. 5.27	古 閑 中 2 号 幹 線	14	390	208	
3. 5.28	古 閑 中 3 号 幹 線	14	270	247	(区)整備中
3. 4.29	西 片 新 八 代 停 車 場 幹 線	17	990	990	完 了
3. 4.30	鏡 有 佐 幹 線	8	1,080	1,080	完 了
3. 4.31	松 橋 鏡 幹 線	11	1,510	1,510	完 了
8. 7. 1	八 代 緑 の 回 廊 幹 線	7.5	6,850	6,850	完 了
合 計			76,680	62,169	

②事業施工状況（現在施工中の事業）

路 線 名	施 工 区 間	施 工 期 間	延長	幅員	総事業費	令和5年度 までの実績
西片西宮線 (2工区)	市道西宮町西片町線 ～市道上日置町西宮町1号線	平成29年度 ～令和5年度	(m) 350	(m) 16	(千円) 633,916	(千円) 633,916
西片西宮線 (3工区)	市道上日置町西宮町1号線 ～一般国道3号	令和4年度 ～令和10年度	(m) 310	(m) 16	(千円) 950,000	(千円) 107,547

※3工区は令和4年5月27日に事業認可の告示

③八代緑の回廊線整備事業

ア 概 要

本事業は、廃線敷地と旧用水路敷地を利用し、各公共施設を連絡する回廊性の自転車・歩行者専用道路整備事業である。

イ 整備方針

- a 自転車道と歩行車道はできる限り分離し、共存した場合は舗装等で分離する。
- b 幅員が広い区間は、植栽・せせらぎ水路・ベンチ等を設置し、市民のための憩いと安らぎのある公共空間の場として整備する。
- c 自転車道においてはサイクリング道路としても位置づけ、分岐点には道わかれスポット、中間点付近には既設公園と一体化したポケットスペースを設け、休憩所（東屋・ベンチ等）を設置する。
- d 全体的に植樹帯を設け環境線化に努める。
- e 本路線は災害時の避難路として、また、ジョギングロードとしても活用できるよう整備する。

ウ 事業内容

全体計画

事業年度	平成5年度～平成19年度
事業総延長	6,850m
事業費	32億9,440万円
財源内容	国 12億 600万円
	地方債 13億8,290万円
	一般財源 7億 550万円

事業内訳

都市・地域整備局関連事業

事業名	国庫補助事業、緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成6年度～平成19年度
事業延長	4,750m
事業費	21億2,000万円
財源内訳	国 7億2,200万円
	地方債 7億5,500万円
	一般財源 6億4,300万円

道路関連事業

事業名	緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成5年～平成12年度
事業延長	2,100m
事業費	11億7,440万円
財源内訳	国 4億8,400万円
	地方債 6億2,790万円
	一般財源 6,250万円

(4) 八代市の公園

種別	公 園 名	所 在 地	計画決定	事業認可	開 設	面積(ha)	摘 要
運動	県 南 運 動 公 園	新 港 町	昭和63年12月17日	平成元年2月27日	平成8年10月14日	13.00	
特殊	八 代 城 跡 公 園	松 江 の 城 丸 町	昭和28年4月21日	昭和49年1月22日	平成3年6月12日	8.20	歴史公園
	〃		－	－	平成3年3月27日	0.35	中央コミュニティー広場 産業再配置促進費補助
都市 緑地	球 磨 川 河 川 緑 地	渡 町、高 下 東 町	昭和54年3月31日	平成3年11月22日	平成5年3月30日	18.80	
	本 町 緑 地	本 町 一 丁 目	昭和63年12月14日	－	平成2年3月31日	0.16	
	大 島 公 園	大 島 町	－	－	昭和60年5月24日	0.24	石油貯蔵施設立地対策費補助
	東 片 自 然 公 園	東 片 町	－	－	平成4年6月1日	0.38	産業再配置促進費補助
	水 無 川 緑 地	上 日 置 町	－	－	平成6年4月1日	0.59	
	東部山麓歴史自然公園	妙 見 町	－	－	平成16年3月31日	0.90	
	万 葉 の 里 公 園	水 島 町	－	－	平成21年3月28日	1.57	
	水 辺 の プ ロ ム ナ ー ド	建 馬 町	－	－	平成22年3月31日	0.33	
	豊 原 上 中 公 園	渡 町	－	－	平成22年10月16日	0.32	
地区	日奈久ドリームランド 「シー・湯・遊」	日 奈 久 平 成 町	－	－	平成21年8月1日	4.96	
近隣	麦 島 東 公 園	麦 島 東 町	昭和43年12月28日	昭和45年8月20日	昭和47年7月1日	1.40	
	高 島 公 園	高 島 町	昭和47年8月1日	昭和47年12月16日	平成8年11月21日	3.50	
	北 部 中 央 公 園	田 中 西 町	昭和50年9月9日	昭和51年6月15日	昭和53年4月1日	1.20	
	松 崎 公 園	松 崎 町	昭和54年3月31日	昭和54年5月8日	昭和56年12月15日	1.80	
	緑 公 園	緑 町	昭和42年10月30日	－	昭和62年4月6日	1.20	
	会 地 公 園	上 野 町	平成9年1月21日	平成9年7月4日	平成13年3月30日	2.00	
	川 の 交 流 広 場	蛇 籠 町	－	－	平成16年3月31日	1.23	
	鏡 町 西 部 公 園	鏡 町	昭和50年12月16日	－	昭和55年3月31日	1.50	
	鏡 ケ 池 公 園	鏡 町	－	－	平成20年7月19日	2.81	
	新八代駅がめさん公園	西片町、長田町	－	－	平成22年3月31日	1.89	
	いぐさの里公園	千 丁 町	－	－	平成11年3月25日	0.86	H23.12.28都市公園開設公告
	龍峯やまびこ公園	興 善 寺 町	－	－	平成28年3月21日	1.21	
街区	植 柳 児 童 公 園	植 柳 元 町	昭和31年12月11日	－	昭和55年9月1日	0.13	
	清 水 児 童 公 園	清 水 町	昭和38年5月10日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.48	
	末 広 児 童 公 園	萩 原 町 一 丁 目	昭和38年5月10日	昭和42年10月30日	昭和43年4月1日	0.38	
	東 中 洲 児 童 公 園	黄金町、弥生町	昭和38年5月10日	昭和39年8月17日	昭和40年4月1日	0.66	
	西 中 洲 児 童 公 園	弥 生 町、錦 町	昭和38年5月10日	昭和43年12月28日	昭和44年4月1日	0.51	
	内 膳 児 童 公 園	麦 島 西 町	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.16	
	古 町 児 童 公 園	千 反 町 一 丁 目	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.18	
	新 開 児 童 公 園	新 開 町	昭和45年12月12日	昭和45年12月22日	昭和46年6月15日	0.19	
	田 中 東 児 童 公 園	田 中 東 町	昭和50年9月2日	昭和50年10月7日	昭和51年6月25日	0.25	
	田 中 西 児 童 公 園	田 中 北 町	昭和50年9月2日	－	昭和54年12月3日	0.25	工業再配置促進費補助
	横手新町児童公園	横 手 新 町	昭和53年3月15日	昭和53年5月13日	昭和54年4月1日	0.30	
	上 日 置 児 童 公 園	上 日 置 町	昭和55年3月7日	昭和55年5月8日	昭和56年3月20日	0.24	
	植柳新町北児童公園	植 柳 新 町 一 丁 目	昭和56年1月19日	昭和59年3月24日	昭和60年4月19日	0.24	
	植柳新町西児童公園	植 柳 新 町 一 丁 目	昭和56年1月19日	－	平成31年3月20日	0.08	
	植柳新町南児童公園	植 柳 新 町 二 丁 目	昭和56年1月19日	昭和56年4月25日	昭和56年10月1日	0.37	
	松 高 1 号 児 童 公 園	高 小 原 町	昭和56年8月13日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.27	
	松 高 2 号 児 童 公 園	田 中 西 町	昭和56年8月13日	昭和61年3月15日	昭和62年4月6日	0.30	
	横手本町児童公園	横 手 本 町	昭和56年11月28日	昭和57年1月14日	昭和57年9月2日	0.21	
	築 添 児 童 公 園	築 添 町	昭和57年3月5日	昭和57年6月15日	昭和59年2月21日	0.17	
	上 片 児 童 公 園	上 片 町	昭和58年1月10日	昭和58年2月3日	昭和59年2月21日	0.27	
	古 城 児 童 公 園	古 城 町	昭和59年7月6日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.19	
	豊原下児童公園	豊 原 下 町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成元年4月12日	0.23	
	西 片 児 童 公 園	西 片 町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成2年2月8日	0.30	
	井 上 児 童 公 園	井 上 町	平成元年12月22日	平成2年1月24日	平成3年3月18日	0.11	
	沖 町 児 童 公 園	沖 町	平成3年2月22日	平成3年3月8日	平成4年3月21日	0.20	
	大 福 寺 児 童 公 園	大 福 寺 町	平成3年2月22日	平成3年4月10日	平成5年3月30日	0.23	
	田 中 児 童 公 園	田 中 町	平成3年11月20日	平成4年5月6日	平成6年3月29日	0.11	

種別	公 園 名	所 在 地	計画決定	事業認可	開 設	面積 (ha)	摘 要
街区	古 麓 児 童 公 園	古 麓 町	平成4年12月24日	-	平成7年3月31日	0.25	
	水 島 児 童 公 園	水 島 町	-	-	昭和55年9月5日	0.22	
	港 町 児 童 公 園	港 町	-	-	昭和56年3月20日	0.32	
	船 江 ふ れ あ い 広 場	松 崎 町	-	-	平成7年3月31日	0.36	
	古 閑 下 公 園	古 閑 下 町	-	-	平成8年3月29日	0.31	
	日 置 公 園	日 置 町	-	-	平成11年2月1日	0.29	
	出 町 公 園	新 町	平成3年2月22日	-	平成17年3月31日	0.22	
	新 町 公 園	新 町	-	-	平成17年12月1日	0.12	
	朝 日 児 童 公 園	鏡 町	昭和49年4月11日	-	昭和50年3月31日	0.13	
	内 田 児 童 公 園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和51年3月31日	0.25	
	宝 出 児 童 公 園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和52年3月31日	0.14	
	植 柳 下 町 公 園	植 柳 下 町	-	-	平成19年4月10日	0.27	市営住宅跡地利用
	大 島 し お さ い 公 園	大 島 町	-	-	平成20年12月1日	0.50	市立松高小学校大島分校跡地利用
	下有佐かがやき公園	鏡 町	-	-	平成21年4月6日	0.11	
普通	裏 鶴 児 童 公 園	鏡 町	-	-	昭和49年12月1日	0.12	
	上 鏡 や す ら ぎ 公 園	鏡 町	-	-	平成11年4月1日	1.22	
	有 佐 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.22	
	下有佐児童公園	鏡 町	-	-	平成2年4月1日	0.23	
	下 村 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.23	
	中 島 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成8年4月1日	0.24	
	貝 洲 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成元年4月1日	0.24	
	碓 原 公 園	鏡 町	-	-	平成16年4月1日	1.36	
	塩 浜 公 園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.17	
	大 還 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.93	
	外 出 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.23	
	北 出 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.19	
	東 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.07	
	中 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.09	
	西 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.41	
	くま川ワイワイパーク	坂 本 町	-	-	平成20年8月1日	4.60	
	グリーンパークさかもと	坂 本 町	-	-	平成17年4月1日	0.88	
	百 済 来 川 遊 水 公 園	坂 本 町	-	-	平成14年4月1日	0.37	
	八 代 新 地 公 園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	上 外 牟 田 公 園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	黒 瀾 河 川 自 然 公 園	東 陽 町	-	-	平成17年6月17日	6.11	
	森 下 歴 史 水 辺 公 園	東 陽 町	-	-	平成16年5月1日	1.67	(通称：石橋公園)
その他	竜 峰 山 自 然 公 園	川 田 町 東	-	-	平成元年4月1日	1.10	
	古麓歴史自然公園遊歩道	古 麓 町	-	-	昭和51年3月26日	1.60	
	郡築大礮多目的運動場	郡 築 四 番 町	-	-	平成7年3月31日	0.93	
	岡町谷川ふれあい広場	岡 町 谷 川	-	-	-	0.09	
	ほ た る の 里 公 園	妙 見 町	-	-	平成13年8月24日	0.60	
	鏡 が 池 児 童 遊 園	迎 町 二 丁 目	-	-	-	0.02	
	白 島 児 童 遊 園	港 町	-	-	平成16年6月3日	0.04	
	新 地 町 児 童 遊 園	新 地 町	-	-	平成16年6月3日	0.01	
	古 閑 出 広 場	昭 和 日 進 町	-	-	-	0.10	
	前川右岸プロムナード	本町一丁目～三丁目	-	-	平成8年2月29日	0.37	
	笹 堀 広 場	本 町 二 丁 目	-	-	-	0.03	
	鏡 川 公 園	鏡 町	-	-	-	1.21	
	鏡川水辺の散歩道公園	鏡 町	-	-	平成20年3月31日	0.02	
	園 田 川 水 辺 の 広 場	鏡 町	-	-	平成21年3月31日	0.01	

2 市 街 地 開 発

(1) 開発許可状況(都市計画法)

年度	件数	面積 (㎡)	用途別				備考
			自己業務用		非自己用		
			件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	
R5	4	15,991	3	11,679	1	4,312	工事・事務所等 3件 分譲住宅等 1件

(2) 優良宅地証明発行状況(租税特別措置法)

年 度	件 数	面 積(㎡)	備 考
R5	0	0	

(3) 土地売買等の届出(国土利用計画法)

届出年	件 数	面 積(㎡)	備 考
R5	13	170,947	山林等

3 道 路 (橋 梁)

(1) 道路・橋梁

道路の延長・面積

(令和 6.4.1 道路現況調書)

区 分		路 線 数 (線)	実 延 長 (m)	面 積 (㎡)
国道	国管理分	(3 号) 1	33,729	738,192
	県管理分	(219・443・445 号) 3	54,263.6	1,148,313.5
県 道		25	275,399.8	3,649,281.9
市 道		2,288	1,699,316.7	10,346,492.6
計		2,317	2,062,709.1	15,882,280

道路舗装状況

区 分		路 線 数 (線)	実 延 長 (m)	舗 装 率 (%)
国道	国管理分	(3 号) 1	33,729	100.0
	県管理分	(219・443・445 号) 3	54,263.6	99.9
県 道		25	264,222.9	99.9
市 道		2,288	1,515,531.7	89.2
計		2,317	1,867,747.2	

道路幅員別延長

改良済	幅 員		19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	計
	国 道	国管 理分	(3号) 3,563m	3,367m	26,799m		33,729m
		県管 理分	(219・443・445号) 0m	443.8m	44,809.6m	506.8m	45,760.2m
	県 道		117.7m	12,265.8m	122,347.1m	20,722.9m	155,453.5m
	市 道		1,112.3m	3,091.0m	216,975.7m	670,674.3m	891,853.3m
未改良	幅 員		5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満		計
	国 道	国管 理分					
		県管 理分	(443・445号) 768.1m	5,120.7m	2,614.6m		8,503.4m
	県 道		9,485.4m	64,831.1m	34,436.8m		108,753.3m
	市 道		19,093.2m	206,360.4m	582,009.8m		807,463.4m

橋梁（市道関係）

級別	橋数（力所）	延長（m）	種別橋数（力所）		
			永久橋	木 橋	石 橋
1 級	152	1,684.7	149	0	3
2 級	155	1,645.6	154	0	1
その他	1,652	10,461.1	1,635	1	16
計	1,959	13,791.4	1,938	1	20

橋梁（国・県道関係）

級別			橋数（力所）	延長（m）	種別橋数（力所）		
					永久橋	木 橋	石 橋
国道	一般	国	48	3,778	48	0	0
		県	57	2,196.4	57	0	0
県道	主要地方道		140	2,812.6	140	0	0
	一般		249	4,710.0	248	0	1
	計		389	7,522.6	388	0	1
計			494	13,497.0	493	0	1

資料 { 国道—国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所八代維持出張所
 ※南九州西回り自動車道含む
 県道—熊本県県南広域本部土木部

(2)市道占用料（「八代市道路占用料に関する条例」令和2年4月1日施行）

占用物件		占用料の単位	占用料の金額（円）	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	830	
	第2種電柱		1,280	
	第3種電柱		1,730	
	第1種電話柱		740	
	第2種電話柱		1,190	
	第3種電話柱		1,640	
	その他の柱類		70	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	
	地下に設ける電線その他の線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	440	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,490	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	950	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,490		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	40	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		60	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		90	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		170	
	外径が0.4m以上1m未満のもの		440	
	外径が1m以上のもの		800	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,490	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	470		
	地下に設ける通路	280		
	その他のもの	1,490		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日
その他のもの		占用面積1㎡につき1月	90	

占用物件			占用料の単位	占用料の金額（円）
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	90
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	950
	標識		1本につき1年	1,190
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	950
		その他のもの		470
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	950	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			90	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		150		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額

注）法とは道路法（昭和27年法律第108号）、令とは道路法施行令（昭和27年政令第179号）

(3) 市道認定基準

目 的 市道の路線認定について必要な基準を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため。

施行年月日 平成17年8月1日

○認定対象路線（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①市が新設し、又は改良した道路
- ②都市計画法、土地区画整理法、土地改良法、その他関係法令に基づき施行され、市が引継ぎを受けた道路
- ③道路法（昭和27年法律第180号）第20条の協議に基づき協議が成立した道路
- ④国道及び県道のうちその供用が廃止された道路
- ⑤私道で寄附を受けた道路
- ⑥その他市長が市道として必要と認める道路

○市道認定基準（法令に定めのあるものを除くほか、次に定める構造を備え、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①起点及び終点が公道に接続し、系統的で生活上重要な道路であること
- ②道路の沿線に集落又は公共施設があること
- ③市長が諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に認定することが適当と認めた道路であること

○市道の構造条件

道路の縦横断、勾配等道路の技術的な基準は、原則として、道路構造令によるものとし、道路の幅員は、原則として4メートル以上であること。

○農道等を含む路線認定

農道等を含めた拡幅道路を申請により市道に認定する場合は、上記の市道認定基準、市道の構造条件に定めるもののほか、当該道路（農道等の部分を除く。）のうち、新たに拡幅した個人所有に係る部分及び道路に附属する施設又は工作物が所有者全員の寄附申込により市に所有権の移転登記ができるものでなければならない。

○宅地造成地内等の道路認定（宅地造成地内等の私道を市道に認定する場合は、上記の市道認定基準及び市道の構造条件に定めるもののほか、次に定めるところによる）

- ①道路敷所有者が寄付申込書を市長に提出すること
- ②宅地造成地内等の私道を寄附しようとする者は、工事着手前に道路計画図（縮尺500分の1程度）により市と協議すること
- ③認定後直ちに道路敷及び道路に附属する施設又は工作物が市に所有権移転登記ができること
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づき特定行政庁からその指定を受けたもの
- ⑤路面は舗装され、側溝排水系統又は道路敷地境界杭が完備していること。

4 建 築

(1) 市営住宅

①建設年度別管理戸数

令和6年4月1日現在

団 地 名	建 設 年 度	管 理 戸 数	建 物 構 造	一 戸 当 た り 建 築 面 積 (m ²)	摘 要
迎 町	S25	5	木造平屋建	24.97～36.30	
	S28	2	〃	36.20	
	S31	0	〃	23.14	
毘 舎 丸	S26	1	〃	28.00～36.30	
古 城 町	S27	8	簡易耐火二階建	47.20	
	S28	8	〃	47.20	
	S29	8	〃	46.20	
沖 町	S28	2	木造平屋建	36.30	
妙 見 町	S28	2	〃	28.00	
日 奈 久	S29	5	〃	28.00～36.30	
海士江町道上	S36	3	〃	29.70～34.70	
	S37	4	〃	31.47	
若 宮	S39	20	〃	31.72～37.06	
	S40	20	〃	31.72～37.06	
	S41	11	〃	31.50～36.84	
三 江 湖	S40	20	〃	31.62	
井 揚	S42	16	〃	31.50～36.84	
	S43	40	〃	31.50～36.84	
	S44	36	〃	31.50～36.84	
	S45	46	〃	31.11～36.84	
流 藻 川	S46	34	〃	31.11～36.84	
	S47	30	〃	34.96～38.30	
	S48	45	〃	36.63～39.96	
	S49	25	〃	41.60～44.50	
	S50	5	〃	44.50	
	S49	18	中層耐火三階建	49.60	
	S50	54	〃	48.82～51.26	
西 宮	S53	12	簡易耐火平屋建	70.61	
	S55	12	中層耐火三階建	61.69	
築 添	S51	40	中層耐火四階建	51.34～54.73	
	S52	48	〃	54.66～57.16	
	S53	48	〃	57.16～61.70	

団 地 名	建 設 年 度	管 理 戸 数	建 物 構 造	一 戸 当 たり 建 築 面 積 (m ²)	摘 要
築 添	S54	48	中層耐火四階建	57.16～61.70	
	S55	48	〃	59.64～61.60	
高 島	S56	48	〃	61.69～65.17	
	S57	48	〃	61.69～65.17	
麦 島	S59	24	〃	62.46	
	S60	32	〃	62.46～65.07	
	S62	32	〃	62.46	
	S63	16	〃	62.46	
	H元	24	〃	62.46	
西 片 町	H 5	16	木造二階建	61.33～86.58	
		14	中層耐火三階建	66.81～69.90	
海 士 江 町	H 7	26	耐火二階建	57.55～71.22	
		12	中層耐火三階建	67.90～69.15	
植柳上町第一	H13	24	〃	56.65～72.85	
	H14	5	耐火二階建	63.70～65.40	
		18	中層耐火三階建	62.10～82.60	
中 次	S43	23	簡易耐火準平屋建	31.50～36.84	
	S44	23	〃	31.50～36.84	
	S45	27	〃	31.50～36.84	
	S46	23	〃	31.50～36.84	
郷 開	S57	30	中層耐火三階建	74.90	
	S58	30	〃	71.40	
刈 ノ 本	S63	5	木造平屋建	59.94～60.98	
	H元	2	〃	60.95	
	H元	3	木造二階建	72.09	
下 岳 上	S57	4	木造平屋建	61.49	
	S58	2	〃	61.49	
平	H 9	2	〃	89.29	
氷 川 台	H12	8	木造二階建	52.25	
氷 川 台 第 二	H 5	2	木造平屋建	64.98～70.93	
上 日 置	S54	12	簡易耐火二階建	78.46	
合 志 野	R 5	4	木造平屋建	64.31、51.44	災害公営住宅
中 津 道	R 5	1	木造平屋建	59.07	災害公営住宅
藤 本	R 5	5	中層耐火四階建	60.79	災害公営住宅
新 町	H12	24	中層耐火四階建	51.70～74.30	従前居住者用住宅
楠	H 9	23	鉄筋コンクリート 造壁式構造 4 階建	58.61～97.29	特定公共優良賃貸住宅
合 計	1,316				

※ 家賃は、住宅の建設年度、利便性、部屋の広さ及び入居世帯の収入によって各々算出。

②団地別管理戸数

令和6年4月1日現在

団 地 名	建 物 構 造								計	団地面積(m ²)
	木 造 平 屋	木 造 二 階	簡 易 平 屋	簡 易 二 階	耐 火 二 階	中 耐 三 階	中 耐 四 階			
迎 町	7								7	5,459
毘 舎 丸	1								1	4,982
古 城 町				24					24	2,430
沖 町	2								2	4,945
妙 見 町	2								2	115
日 奈 久	5								5	2,033
海 士 江 町 道 上	7								7	5,044
古 閑 中 町									0	3,206
若 宮			51						51	11,044
三 江 湖			20						20	2,826
井 揚			138						138	17,270
流 藻 川			139			72			211	26,592
西 宮			12			12			24	3,840
築 添							232		232	20,745
高 島							96		96	9,110
麦 島							128		128	9,434
西 片 町		16				14			30	4,201
海 士 江 町					26	12			38	8,030
植 柳 上 町 第 一					5	42			47	6,338
坂 本 駅 前									0	1,863
中 次			96						96	15,055
郷 開						60			60	7,247
渕 ノ 本	7	3							10	2,170
下 岳 上	6								6	1,610
平	2								2	578
氷 川 台		8							8	2,171
氷 川 台 第 二	2								2	689
上 日 置				12					12	2,451
合 志 野	4								4	2,282
中 津 道	1								1	591
藤 本									5	4,894
新 町							24		24	2,542
楠							23		23	2,343
合 計	46	27	456	36	31	212	503		1,316	194,129

(2) 建築行政

業務内容 建築主事の権限において 建築基準法に基づく建築確認及び検査に関する事務を行い、特定行政庁として建築物に関する建築許可・認可、指導、違反建築に対する是正措置、道路の指定、バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、建設リサイクル法、建築物省エネルギー法等の建築行政に関する事務を行う。

①建築確認申請取扱件数

区 分 \ 年 度	H31 (R1)			R2			R3			R4			R5		
建 築 物	602	市	115	528	市	104	610	市	103	562	市	68	472	市	49
		指定機関	487		指定機関	424		指定機関	507		指定機関	494		指定機関	423
工 作 物	16	市	4	19	市	2	20	市	3	22	市	8	11	市	4
		指定機関	12		指定機関	17		指定機関	17		指定機関	14		指定機関	7
建築設備	10	市	0	11	市	2	7	市	0	13	市	1	6	市	0
		指定機関	10		指定機関	9		指定機関	7		指定機関	12		指定機関	6
合 計	628	市	119	558	市	108	637	市	106	597	市	77	489	市	53
		指定機関	509		指定機関	450		指定機関	531		指定機関	520		指定機関	436

②検査申請取扱件数

区 分 \ 年 度	H31 (R1)			R2			R3			R4			R5		
建 築 物	645	市	116	507	市	95	542	市	105	551	市	77	495	市	53
		指定機関	529		指定機関	412		指定機関	437		指定機関	474		指定機関	442
工 作 物	15	市	4	19	市	2	17	市	3	15	市	4	16	市	3
		指定機関	11		指定機関	17		指定機関	14		指定機関	11		指定機関	13
建築設備	6	市	0	14	市	2	7	市	0	10	市	1	9	市	0
		指定機関	6		指定機関	12		指定機関	7		指定機関	9		指定機関	9
合 計	666	市	120	540	市	99	566	市	108	576	市	82	520	市	56
		指定機関	546		指定機関	441		指定機関	458		指定機関	494		指定機関	464

中間検査	2	市	0	5	市	0	0	市	0	6	市	0	3	市	0
		指定機関	2		指定機関	5		指定機関	0		指定機関	6		指定機関	3

③市関係確認及び検査申請手数料

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
手数料 (千円)	5, 202	4, 241	4, 746	3, 295	2, 102

④計画通知

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
通知件数	15	23	17	14	23

⑤許認可関係 (受付)

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
許認可等の件数	25	24	18	23	9

※指定機関による認定を含む

⑥道路位置指定件数

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
指定件数	14	5	15	13	15

⑦その他

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
イ. 熊本県やさしいまちづくり条例に基づく事前協議件数	41	41	38	37	22
ロ. 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく届出件数	229	210	230	241	218
ハ. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請件数	96	86	126	116	122
ニ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出件数	64	47	28	35	23
ホ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定件数	0	2	13	14	6
ヘ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定件数	0	0	6	4	1
ト. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数	5	2	2	13	1

(3) 八代市民間建築物耐震化促進事業

事業概要 平成7年の阪神・淡路大震災の際、被害の大きかったとされている昭和56年5月31日以前に着工したもの及び熊本地震で罹災したことが確認できる民間の戸建木造住宅の耐震診断、耐震改修、及び建替え工事等と、大地震の際に道路を閉塞するおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断の費用について、市が補助するもの。

**補助限度額
又は負担額** 耐震診断については、戸建木造住宅耐震診断士派遣の申請者負担額は図面があるときは5,500円、図面がないときは19,000円。緊急輸送道路沿道建築物の限度額は一棟あたり600千円までとする。

耐震改修等の限度額については、改修設計とシェルター工事は200千円まで、改修工事は600千円まで、改修設計工事と建替工事は1000千円までとする。

補助率 1/2：戸建木造住宅の改修工事とシェルター工事
2/3：緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、戸建木造住宅の改修設計
4/5：戸建木造住宅の改修設計工事と建替工事

補助実績

年 度			H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
取扱件数	耐震診断※	戸建木造住宅耐震診断士派遣	36	23	20	20	19
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0	0
	耐震改修等	戸建木造住宅改修設計	1	0	0	0	0
		戸建木造住宅改修工事	0	0	0	0	0
		戸建木造住宅改修設計工事	4	3	3	2	1
		戸建木造住宅耐震建替工事	9	12	14	3	1
		耐震シェルター工事	1	0	1	0	1
補助金（千円）			13, 400	15, 000	19, 639	6, 618	3, 732

※ 耐震診断：戸建木造住宅耐震診断士派遣は、令和2年度まで県の事業によるもの。

(4) 八代市危険ブロック塀等除却促進事業

事業概要 地震発生時等における人身事故の発生を防止し、並びに輸送及び避難経路を確保するため、道路に面した「危険ブロック塀等」の除却を行う費用について、市が補助するもの。

事業の対象 危険ブロック塀等で次の①～④の要件のすべてに該当するもの
①緊急輸送道路、避難路の道路等に面するもの
②路面より塀の高さ80センチ以上のもの
③ブロック塀等自体の高さが60センチ以上のもの
④災害時に倒壊などで人に危害を及ぼす恐れがある危険ブロック等と判定したもの

補助限度額 除却する長さ当り1万2千円／mとし、1件当たり20万円まで

補助実績

年 度	H31 (R1) 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
取 扱 件 数	16	14	4	7	4
補 助 金 （千円）	2,098	2,449	681	1,228	546

※平成30年度より実施

(5) 八代市アスベスト調査分析事業

事業概要 劣化や損傷等により飛散したアスベストによる健康被害を防止するため、吹付建材を使用した建築物等の所有者が吹付建材にアスベストの含有がないか調査分析を行う費用について、市が補助するもの。

補助限度額 サンプル採取や分析等に要する費用（消費税を除く）で、1棟あたり25万円まで

補助実績

年 度	H31 (R1) 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
取 扱 件 数	4	6	6	1	3
補 助 金 （千円）	150	613	821	183	228

(6) 八代市老朽危険空き家等除却促進事業

- 事業概要 市民の生活環境に危険、不安等の影響を与えている放置された「老朽危険空き家」の除却費用に対して、市が補助するもの。
- 事業の対象となる建物
次の①～③の要件のすべてに該当する住宅、兼用住宅（建築基準法別表第2（イ）第一号及び第二号に相当するもの）、及びそれに附属する建物をいう。
- ①【空き家】概ね1年以上、常時無人の状態、管理されないまま放置されたもの。
- ②【老朽】構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの。
- ③【危険】倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性のあるもの。

補助限度額 1件当たりの補助限度額 60万円（財源内訳：国 1/2、市 1/2）

補助率 補助対象経費（解体工事費用の8/10）の3分の2

補助実績

年 度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
取扱件数（戸）	45	48	63	62	57
補助金（千円）	24,498	26,682	35,360	34,663	33,230

(7) 八代市営住宅長寿命化計画策定事業

- 目 的 八代市営住宅の現況に基づき、今後10年間(R3～R12)の団地別活用方針を判定する。また、判定の結果、長寿命化を図る団地については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針及びその内容を取りまとめ、「市営住宅長寿命化計画」を策定する。この計画に沿った修繕・改善を実施することにより、住宅事業におけるライフサイクルコストの削減を図る。
- 計画期間 令和3年度から令和12年度まで
- 事業対象 八代市営住宅
- 事業内容 市営住宅の建設年度、建物種別に応じて現況調査を行い、団地別活用方針を策定する。
- ①長寿命化を図り、維持管理していく住宅
②建替えを検討する住宅
③用途廃止を検討する住宅
- 長寿命化を図る住宅については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針、およびその内容をコンサル業者へ委託し、策定する。
- 以上のことについて、コンサル業者へ委託する。
- 事業費 令和2年度 5,720千円
- 財源内訳 (国) 4.5/10 (市) 5.5/10
- 補助実績 令和2年度 2,574千円

(8) 八代市住生活基本計画策定事業

- 目 的 人口減少への転換と少子高齢化の進行、外国人住民の増加、市営住宅の老朽化、地震や洪水等の災害リスクの増大、アフターコロナにおけるニューノーマルなライフスタイルへの対応、脱炭素社会に向けた取り組みの加速など、本市の住生活を取り巻く状況には大きな変化が見られる。これらの変化の中で、住生活分野における取り組みを充実させ、安全・安心・快適な暮らしの実現を総合的かつ計画的に推進していくための指針を示す。
- 計画期間 令和5年度から令和14年度まで
- 事業対象 市内全域
- 事業内容 住まい・住環境に関する市民アンケート調査、事業者アンケート調査等を実施し、現状の把握・課題を整理し、今後の住まい・町づくりのための基本理念・目標・施策の基本方針・重点施策を策定する。
- ①基本計画の内容については、有識者等による外部策定委員会（委員数12名）を設置し検討を行う。（実施回数3回）
- ②策定委員会への資料を提出するために、市職員による作業部会（部会員数18名）を設置し検討を行う。（実施回数3回）
- ③各地域審議会において、計画策定に対しての意見聴取を行う。
- ④パブリックコメントの実施（3週間）。
- ※上記の策定業務については、コンサルタント業者に委託し策定する。
- また、基本計画策定業務の関連事項として、今後の市営住宅の運営についての検討をあわせて委託する。
- ※基礎データ収集及び分析作業の遅れに伴い、令和5年度へ事業を繰越す。
- 事業費 令和4年度 4,893千円
- 令和5年度（令和4年度繰越） 6,326千円

財 源 内 訳 (国) 4.5/10 (市) 5.5/10
補 助 実 績 令和 5 年度 2,846 千円

(9) 八代市空き家バンク制度

目 的 市内における空き家の有効活用のため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を実施し、都市住民等の交流及び移住・定住の促進による地域の活性化を図る。

施行年月日 平成 28 年 4 月 1 日

事 業 内 容 制度要件に適合する利活用可能な空き家等について、所有者に空き家バンクの登録を促進し、登録された物件については市のホームページ等を通じて、UJI ターン希望者等に紹介する。また、登録物件を購入後、補助要件を満たせば登録物件のリフォーム等を行う際に工事費用の一部を補助する。

《空き家バンク活用促進事業補助金》 ※財源内訳：市（10/10）

①不要物の撤去 補助率 1/2 限度額 5 万円

②改修工事等 補助率 1/2 限度額 40 万円

③引越（市外のみ） 補助率 1/2 限度額 5 万円

物件登録実績

年 度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
登録件数	25	23	30	29	43

5 下水道事業

(1) 公共下水道事業（八代・八代東部処理区）

① 沿革

昭和48年 9月14日	八代市都市計画審議会答申 (議案 八代都市計画下水道の決定変更)	} 当初
昭和48年10月11日	八代都市計画下水道変更の承認	
昭和48年10月22日	八代都市計画下水道変更の告示（市告示）	
昭和49年 2月22日	下水道法第4条の規定による認可	
昭和49年 2月25日	都市計画法による認可	
昭和49年 3月 2日	都市計画法による告示（県告示）	
平成29年12月 4日	下水道法第4条の規定による変更認可	
平成29年12月22日	都市計画法による変更認可	
平成30年 2月27日	都市計画法による変更の告示（県告示）	
令和3年 3月16日	下水道法第4条の規定による変更認可	
令和3年 3月16日	都市計画法による変更認可	
令和3年 3月16日	都市計画法による変更の告示（県告示）	
令和5年 7月4日	下水道法第4条の規定による変更認可	
令和5年 7月4日	都市計画法による変更認可	
令和5年 7月14日	都市計画法による変更の告示(県告示)	

② 事業計画

計画区分 事 項			基本計画(全体)			都市 計画 決定	事業認可計画		
			公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計		公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計
計 画 年 度			S48～R17	H18～R17		－	S48～R11	H18～R11	
排水・処理 面	(ha)		1, 531. 5	53	1, 585. 0	1, 910. 0	1, 531. 5	53	1, 585. 0
処 理 人 口	(人)		49, 480	1, 610	51, 090	－	52, 290	1, 620	53, 910
処 理 方 法			標準活性汚泥法			－	標準活性汚泥法		
終末 処理場	設置数	(箇所)	1	－	1	－	1	－	1
	敷地面積	(㎡)	66, 600			66, 600	66, 600		
	計画 汚水量	(㎥／日)	26, 400	700	27, 100	－	26, 600	700	27, 300
	処理 能力	(㎥／日)	27, 500			－	27, 500		
ポン プ 場	設置数 (箇所)	汚水	3	－	3	3 (見込)	3	－	3
		雨水	4	－	4	4 (見込)	4 (見込)	－	4 (見込)
排 除 方 式			分 流 式			同 左	分 流 式		

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行
直近：令和 5年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使用料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,267円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	198円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	203円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	215円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	220円
			100立方メートルを超えるもの	232円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 29円			

※消費税別途

イ 八代市公共下水道事業(八代処理区・八代東部処理区)受益者負担及び受益者分担に関する条例

処理区域の名称	単 位 負 担 金 額
八 代 処 理 区	1平方メートル当り 245円

当初：平成17年 8月 1日施行
直近：平成26年 1月 1日改正

処理区域の名称	単 位 分 担 金 額
八 代 東 部 処 理 区	1平方メートル当り 245円

④ 事業施工状況

施工実績 昭和48年度～令和5年度

事業総額 73,003,757千円（建設事業費・起債対象）※八代処理区・八代東部処理区

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 污水管 $\ell=289.3\text{km}$

雨水管 $\ell=27.34\text{km}$

イ 雨水ポンプ場関係一式、水処理センター一式、汚水中継ポンプ場関係一式

⑥ 施設内容（既設）

ア 雨水ポンプ施設

a 野上ポンプ場（既設部：昭和47年度供用、増設部：平成25年1月供用）

敷 地 面 積 1,916 m^2

ポンプ場建築延面積 既設部：304 m^2 増設部：605 m^2

ポンプ設置台数	4台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 700 \times 66 \text{ m}^3/\text{分} \times 2.5 \text{ m} \times 45 \text{ kW} \times 1 \text{ 台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(ii)} \phi 1,000 \times 132 \text{ m}^3/\text{分} \times 2.5 \text{ m} \times 125 \text{ ps} \times 1 \text{ 台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(iii)} \phi 700 \times 70.2 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.0 \text{ m} \times 110 \text{ kW} \times 1 \text{ 台} \quad (\text{増設部}) \\ \text{(iv)} \phi 1,200 \times 198 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.0 \text{ m} \times 260 \text{ kW} \times 1 \text{ 台} \quad (\text{増設部}) \end{array} \right.$
現有排水能力	7.700 m ³ /秒	
計画流入量	7.756 m ³ /秒	
計画排水能力	7.767 m ³ /秒	
機 種	(i)、(ii)：横軸軸流、(iii)、(iv)：立軸斜流	
発 電 機	旧：115kVA×1台、新：250kVA×1台	
そ の 他	電気設備一式、沈砂池3池、ポンプ井2槽、吐出水槽1槽、放流水路1水路	

b 中央ポンプ場（昭和56年度供用）

敷 地 面 積	13,963 m ²	
ポンプ場建築延面積	1,903 m ²	
ポンプ設置台数	5台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 500 \times 36 \text{ m}^3/\text{分} \times 4.3 \text{ m} \times 45 \text{ kW} \times 2 \text{ 台} \quad \text{立軸斜流} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 325 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.7 \text{ m} \times 320 \text{ kW} \times 2 \text{ 台} \quad \text{横軸斜流} \\ \text{(iii)} \phi 1,800 \times 460 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.5 \text{ m} \times 410 \text{ kW} \times 1 \text{ 台} \quad \text{横軸斜流} \end{array} \right.$
現有排水能力	19.700 m ³ /秒	
計画流入量	26.110 m ³ /秒	
計画排水能力	27.367 m ³ /秒	
発 電 機	500kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池4池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機4基	

c 徳淵ポンプ場（昭和42年度供用）

敷 地 面 積	32.37 m ²	
ポンプ場建築延面積	25 m ²	
ポンプ設置台数	1台	(i) $\phi 600 \times 41 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.3 \text{ m} \times 37 \text{ kW} \times 1 \text{ 台}$
機 種	立軸二床式軸流	
計画排水能力	0.68 m ³ /秒	

d 麦島ポンプ場（平成17年度供用）

敷 地 面 積	4,006 m ²	
ポンプ場建築延面積	1,050 m ²	
ポンプ設置台数	3台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 800 \times 90 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.3 \text{ m} \times 132 \text{ kW} \times 2 \text{ 台} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 316 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.5 \text{ m} \times 440 \text{ kW} \times 1 \text{ 台} \end{array} \right.$
現有排水能力	8.270 m ³ /秒	
計画流入量	13.523 m ³ /秒	
計画排水能力	13.533 m ³ /秒	
機 種	立軸斜流	
発 電 機	500kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池3池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機2基	

イ 汚水中継ポンプ施設

a 中央中継ポンプ場（昭和59年度供用）

敷地面積	1,942m ²
ポンプ場建築延面積	594m ²
ポンプ設置台数	3台 $\left\{ \begin{array}{l} (i) \phi 300 \times 12.6 \text{ m}^3/\text{分} \times 10\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台} \text{ (予備)} \\ (ii) \phi 250 \times 6.3 \text{ m}^3/\text{分} \times 10\text{m} \times 22\text{kW} \times 2\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	0.210m ³ /秒
計画流入量	0.291m ³ /秒
計画排水能力	0.292m ³ /秒
機 種	着脱式水中污水ポンプ
発 電 機	中央ポンプ場へ集約
そ の 他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井1槽

b 松崎中継ポンプ場（平成6年度供用）

敷地面積	1,391m ²
ポンプ場建築延面積	1,005m ²
ポンプ設置台数	3台 $\left\{ \begin{array}{l} (i) \phi 250 \times 7.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kW} \times 2\text{台} \text{ (内1台予備)} \\ (ii) \phi 300 \times 8.1 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	0.252m ³ /秒
計画流入量	0.404m ³ /秒
計画排水能力	0.405m ³ /秒
機 種	着脱式水中污水ポンプ
発 電 機	200kVA×1台
そ の 他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井2槽、しさ破碎機

c 麦島中継ポンプ場（平成18年度供用）

敷地面積	554m ²
ポンプ場建築延面積	251m ²
ポンプ設置台数	2台 (i) $\phi 150 \times 3.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 28\text{m} \times 30\text{kW} \times 2\text{台} \text{ (内1台予備)}$
現有排水能力	0.050m ³ /秒
計画流入量	0.078m ³ /秒
計画排水能力	0.078m ³ /秒
機 種	着脱式水中污水ポンプ
発 電 機	150kVA×1台
そ の 他	電気設備一式、しさ破碎機

d 小規模ポンプ施設

マンホールポンプ	46箇所
----------	------

ウ 八代市水処理センター

敷地面積	66,600.00m ²
職 員 数	職員 6名 委託人数 18名 (ポンプ場管理含む)
工 期	着工 昭和55年11月 竣工 昭和60年3月
供 用 開 始	昭和60年3月30日
処 理 方 法	標準活性汚泥法
処 理 能 力	全体計画 27,500m ³ /日
	認 可 33,600m ³ /日
	現 有 27,500m ³ /日

施 設 概 要	管理棟、機械棟、沈砂池、ポンプ棟、汚泥処理棟、濃縮棟、その他
現有設備概要	主ポンプ 立軸斜流渦巻ポンプ $\phi 350 \times 15 \text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台
送 風 機	多段ターボブロワ 40 $\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台 60 $\text{m}^3/\text{分} \times 1$ 台
発 電 機	875kVA $\times 1$ 台
脱 水 機	ベルトプレス式 3m幅 $\times 2$ 台

エ 北部中央雨水調整池（令和3年度供用）

施 工 年 度	平成30年度～令和3年度
寸 法	縦39m $\times$ 横39m $\times$ 高さ6.1m
貯 留 量	7,100 m^3
ポンプ設置台数	2台 (i) $\phi 300 \times 10 \text{m}^3/\text{分} \times 7 \text{m} \times 18.5 \text{kW} \times 2$ 台

（２）都市下水路事業

① 日奈久都市下水路事業（補助対象事業）

計 画 決 定	昭和50年 9月 6日（告示）
事 業 認 可	昭和51年 1月17日（告示）
事 業 年 度	昭和50年度～同53年度
集 水 区 域	約31ha（日奈久塩南町の全部及び日奈久浜町、日奈久東町の一部）
事 業 内 容	下水管渠 第1号幹線 220m（放流は、日奈久港）総施工延長 370m
ポンプ施設	敷地 505 m^2 排水ポンプ $\phi 500 \times 40 \text{m}^3/\text{分} \times 55 \text{kW} \times 3$ 台（内1台予備）

② 前川都市下水路事業 ※ 平成元年度より公共下水道に編入

計 画 決 定	昭和57年 7月22日（告示）
事 業 認 可	昭和57年11月30日（告示）
計画集水面積	137ha
計画幹線延長	5,190m
事業施工状況	県施工分 市施工分
施 工 年 度	昭和48年度～同56年度 昭和57年度～同63年度
事 業 費	970,583千円 176,000千円
事 業 内 容	$\phi = 1,981 \text{m}$ $\phi = 386 \text{m}$ $\square 2,500 \text{mm} \times 1,450 \text{mm}$ $\square 2,300 \text{mm} \times 1,380 \text{mm}$

③ 宮地都市下水路事業

計 画 決 定	昭和58年11月29日（告示）
事 業 認 可	昭和58年12月21日（当初認可） 平成元年 7月26日（最終認可）
計画集水面積	103ha
計画幹線延長	2,480m
施 工 延 長	2,340m

ア 妙見幹線

施 工 年 度	昭和58年度～同62年度
事 業 費	52,000千円
事 業 内 容	$\ell=283\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,400\text{mm} \times 1,400\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 1,200\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 800\text{mm} \end{array} \right.$
	樋門 1門

イ 宮地幹線（アピール下水道）

施 工 年 度	昭和60年度～平成元年度
事 業 費	242,100千円
事 業 内 容	$\ell=1,478.2\text{m}$ $\square 1,200\text{mm} \times 4,000\text{mm} \sim 6,000\text{mm}$ 伏越工 $\ell=51.8\text{m}$ $\square\square 1,500\text{mm} \times 1,000\text{mm} \times 2\text{連}$

ウ 宮地幹線（水緑景観事業）

施 工 年 度	昭和63年度～平成元年度
事 業 費	28,900千円
事 業 内 容	歩道橋 $\ell=18.1\text{m}$ $W=2.0\text{m}$ 植樹工一式

エ 古麓幹線

施 工 年 度	平成元年度～平成2年度
事 業 費	104,400千円
事 業 内 容	$\ell=527\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,600\text{mm} \times 900\text{mm} \\ \square 1,000\text{mm} \times 700\text{mm} \end{array} \right.$
	樋門 1門

（３） 八代北部流域下水道

① 沿革

平成 2年10月	八代北部流域下水道促進期成会設立（旧千丁・鏡・竜北・小川）
平成 6年 3月	流域下水道基本計画策定
平成 6年12月	事業採択大蔵省内示
平成 7年 3月	流域下水道事業計画策定、関連4町下水道基本計画策定
平成 7年12月	事業採択・予算内示
平成 8年 1月	関連4町下水道事業認可
平成 8年 2月	旧小川町・鏡町都市計画事業認可
平成 8年度	管渠工事着手・終末処理場基本計画・用地買収
平成 9年度	終末処理場管理橋建設・管渠工事促進
平成10年度	終末処理場造成・道路、水路付け替え・管渠工事促進
平成11年度	終末処理場本体工事着工・管渠工事促進
平成12年度	終末処理場・管渠工事促進
平成13年度	終末処理場・管渠工事促進（千丁処理区50ha、鏡処理区50ha）
	八代北部流域下水道一部供用開始（平成14年1月）
平成17年度	管渠促進（千丁処理区136ha、鏡処理区186.5ha）
平成19年度	管渠促進（千丁処理区182.5ha、鏡処理区288ha）
平成26年度	管渠促進（千丁処理区209.0ha、鏡処理区345.5ha）

ア 特定環境保全公共下水道事業（千丁処理区）

平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による許可 (50ha)
平成13年 3月23日	下水道法第4条の規定による変更許可 (86ha)
平成19年12月11日	下水道法第4条の規定による変更許可 (46.5ha)
平成27年 3月 6日	下水道法第4条の規定による変更許可 (26.5ha)
平成30年10月18日	下水道法第4条の規定による変更許可 (計画人口及び原単位の変更)

イ 公共下水道事業（鏡処理区）

平成 7年 7月11日	鏡町都市計画審議会答申	当初
平成 7年 8月21日	鏡都市計画下水道変更（都決）の承認	
平成 7年 8月28日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示（町告示）	
平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による変更許可 (50ha)	
平成 8年 1月23日	都市計画法による変更許可	直近
平成26年12月10日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示（市告示）	
平成27年 2月 9日	下水道法第4条の規定による認可 (57.5ha)	
平成27年 3月 6日	都市計画法による認可承認	
平成27年 3月17日	都市計画法による変更の告示（県告示）	
平成30年10月18日	下水道法第4条の規定による変更許可 (計画人口及び原単位の変更)	
平成30年10月18日	都市計画法による認可承認	
平成30年10月30日	都市計画法による変更の告示（県告示）	

② 事業計画

事 項		計画区分	基本計画 (流域全体)	都市計画決定 (鏡処理区)	事業認可計画	
					千丁処理区	鏡処理区
計 画 年 度			H7～R17	—	H7～R6	H7～R6
排 水 ・ 処 理 面 積 (ha)			1,309	412	209	345.5
処 理 人 口 (人)			30,900	—	5,780	8,990
処 理 方 法			標準活性汚泥法	—	—	—
終末 処理場	設 置 数 (箇所)		1	—	—	—
	敷 地 面 積 (㎡)		約41,800	—	—	—
	処 理 能 力 (㎥／日)		13,600	—	—	—
ポン プ場	設置数	汚 水	3	—	—	—
		雨 水	—	—	—	—
排 除 方 式			分 流 式	—	同 左	同 左

※参考 八代北部流域事業認可計画（基本計画）

計画区分 事 項	八代市		宇城市 小川処理区	氷川町 竜北処理区	氷川町 宮原処理区	計
	千丁処理区	鏡処理区				
排水・処理面積	209.0 (211.9)	345.5 (389.7)	347.5 (347.5)	183 (183)	145.0 (145.0)	1,230 (1,277.1)
処 理 人 口	5,780 (5,800)	8,990 (9,300)	8,880 (7,900)	6,020 (5,100)	4,100 (3,500)	33,770 (31,600.0)
計画汚水量	1,968 (2,264)	3,061 (3,629)	3,502 (3,146)	2,041 (1,755)	1,826 (1,586)	12,400 (12,380.0)

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：令和 5年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使用料
一 般 汚 水	8立方メートルまで	1,267円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	198円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	203円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	215円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	220円
			100立方メートルを超えるもの	232円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	29円		

※消費税別途

イ 八代市下水道事業（千丁処理区）受益者分担に関する条例

八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例

処 理 区 域 の 名 称	金 額
一 般 世 帯	均等割 180,000円
事 業 所 等	1. 7人槽までは、180,000円 2. 8人槽以上については、180,000円に7人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じた金額を加算した額とする。 ただし、501人槽以上になる場合は674,000円とする。

④ 事業施工状況（建設事業・起債対象）※八代市分のみ（県・氷川町・宇城市施工分除く）

施工実績 平成7年度～令和5年度

事業総額 14,767,397千円（千丁処理区：5,976,269千円、鏡処理区：8,791,128千円）

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 污水管 $\phi=129.89\text{km}$ （千丁処理区56.96km・鏡処理区72.93km）

小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 50箇所（千丁処理区：31箇所、鏡処理区：19箇所）

イ 八代北部浄化センター

敷地面積 41,800 m^2

職員数 指定管理者（平成18年度より）

全体計画 平成 7年度～令和17年度

供用開始 平成14年 1月

処理方法 標準活性汚泥法

処理能力 全体計画 13,600 m^3 /日

認可 13,600 m^3 /日

現有 13,400 m^3 /日

施設概要 管理棟、消毒棟、沈砂池ポンプ棟、汚泥処理棟、水処理施設、その他

現有設備概要 主ポンプ
吸込スクレー式水中ポンプ { $\phi 200 \times 3.8\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
 $\phi 250 \times 6.8\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$
 $\phi 350 \times 13.5\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$

送風機 ロータリーブロワ { $16\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
 $32\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$

発電機 ガスタービン発電装置 6,600V 375KVA 一式

脱水機 スクリュープレス式 $\phi 700 \times 1\text{台}$

公共下水道事業整備調書（八代処理区）

区 分		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	14,688	14,688	14,688	14,688	14,688	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	96,495	95,874	94,693	93,831	93,045	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	44,162	44,540	44,512	45,002	45,374	
認可区域	面 積 (ha)	1,495.60	1,524.60	1,524.60	1,524.60	1,531.50	
	人 口 (人)	53,948	54,952	54,589	53,947	53,632	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	25,062	25,715	25,864	25,947	26,147	
整備面積	面 積 汚水	1,249.59	1,263.37	1,288.39	1,301.61	1,323.64	
	雨水	486.47	486.71	486.71	486.71	486.71	
	全体	1,301.04	1,314.82	1,339.84	1,353.06	1,375.09	
	人 口 汚水	45,385	45,483	45,356	45,921	46,078	外国人登録人口含む
	雨水	18,210	18,141	17,876	17,680	17,502	外国人登録人口含む
	全体	46,542	46,614	46,449	46,952	46,374	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	1,236.63	1,252.18	1,288.39	1,301.61	1,322.64	
	雨水	486.47	486.71	486.71	486.71	486.71	
	全体	1,285.21	1,300.76	1,336.97	1,353.06	1,374.09	
	人 口 汚水	45,337	45,483	45,356	45,921	46,078	外国人登録人口含む
	雨水	18,210	18,141	17,876	17,680	17,502	外国人登録人口含む
	全体	46,542	46,614	46,449	46,952	46,374	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	21,244	21,530	21,752	22,321	22,676	
普及状況	水洗化人口 (人)	40,066	40,579	41,115	41,305	41,333	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	19,201	19,567	20,088	20,345	18,032	
	普及率 (人口比%)	47.0	47.4	47.9	48.9	49.5	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	88.4	89.2	90.6	89.9	89.7	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	90.4	90.9	92.4	91.1	79.5	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	83.6	82.9	84.5	85.4	86.4	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	269.73	272.37	274.86	278.35	283.02	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	27.14	27.33	27.34	27.34	27.34	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力 (土木)	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	既設／全体計画
	(20,400m ³ /日) (機械)	3/5	4/5	4/5	4/5	4/5	既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	15,220	15,439	15,614	15,537	15,342	晴天時
	流入水量(日最大m ³ /日)	17,777	18,766	16,775	19,003	16,976	晴天時
	有収水量(m ³ /日)	12,863.8	12,821.4	12,882.3	12,851.3	12,681.3	
	有 収 率 (%)	81.9	79.2	79.4	80.3	80.6	有収水量÷日平均流入水量
	脱水汚泥量(t/日)	8.3	8.3	8.1	8.3	7.9	日平均
	流 入 BOD	191.0	171.0	196.0	204.0	190.0	日平均
	水 質 SS	199.0	228.0	248.0	270.0	213.0	日平均
	(mg/l)放流 BOD	1.4	1.3	2.1	1.5	1.5	日平均
	S S SS	2.0	2.3	2.4	1.5	1.8	日平均
ポンプ場	汚 水 (箇所)	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	既設／認可計画
	雨 水 (箇所)	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	既設／認可計画
	マンホールポンプ (箇所)	38	40	40	42	42	
建設事業費 [起債対象] (千円)	単 年 度	1,768,151	1,862,877	1,675,069	973,353	1,314,998	決算ベース
	累 計	66,695,659	68,558,536	70,233,605	71,206,958	72,521,956	

特定環境保全公共下水道（千丁処理区）

区 分		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	7,289	7,356	7,324	7,335	7,292	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	2,802	2,885	2,909	2,976	2,989	
認可区域	面 積 (ha)	209.00	209.00	209.00	209.00	209.00	
	人 口 (人)	6,435	6,307	6,144	6,030	5,862	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	2,510	2,508	2,501	2,524	2,495	
整備面積	面 積 汚水	171.76	174.41	188.60	190.37	192.00	
	雨水						
	全体	171.76	174.41	188.60	190.37	192.00	
	人 口 汚水	5,991	6,107	6,038	5,980	5,975	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	5,991	6,107	6,038	5,980	5,975	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	169.01	174.41	188.60	190.37	192.00	
	雨水						
	全体	169.01	174.41	188.60	190.37	192.00	
	人 口 汚水	5,963	6,107	6,038	5,980	5,975	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	5,963	6,107	6,038	5,980	5,975	外国人登録人口含む
普及状況	世 帯 数 汚水	2,307	2,417	2,435	2,482	2,496	
	水洗化人口 (人)	5,014	5,204	5,284	5,382	5,363	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,711	1,881	1,906	1,956	1,861	
	普及率 (人口比%)	81.8	83.0	82.4	81.5	81.9	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	84.1	85.2	87.5	90.0	89.8	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	74.2	77.8	78.3	78.8	74.6	水洗化戸数÷汚水世帯数
管渠延長	整備率 (認可区域比%)	82.2	83.4	90.2	91.1	91.9	汚水整備面積÷認可面積
	汚 水 (km)	54.46	55.10	55.86	56.54	56.96	整備延長(決算ベース)
処理場	雨 水 (km)						整備延長(決算ベース)
	流入水量(日平均m³/日)	1,358	1,447	1,464	1,431	1,457	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	2,468	3,732	4,073	2,402	2,715	晴天時
	有収水量(m³/日)	1,278.5	1,320.1	1,354.3	1,351.6	1,368.1	
有 収 率 (%)		94.1%	91.2%	92.5%	94.4%	93.9%	有収水量÷日平均流入水量
マンホールポンプ (箇所)		28	30	30	30	31	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	120,190	140,840	94,038	152,625	75,041	決算ベース
	(千円) 累 計	5,513,725	5,654,565	5,748,603	5,901,228	5,976,269	

公共下水道事業整備調書（鏡処理区）

区 分		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	2,827	2,827	2,827	2,827	2,827	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	14,396	14,310	13,999	14,011	13,906	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	5,955	6,037	5,923	6,085	6,170	
認可区域	面 積 (ha)	345.50	345.50	345.50	345.50	345.50	
	人 口 (人)	9,489	9,272	8,942	8,720	8,514	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	4,030	4,011	3,911	3,931	3,878	
整備面積	面 積 汚水	255.41	262.22	279.17	285.89	290.72	
	雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全体	255.41	262.22	279.17	285.89	290.72	
	人 口 汚水	7,724	7,695	7,570	7,672	7,736	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	7,724	7,695	7,570	7,672	7,736	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	255.41	262.22	279.17	285.89	290.72	
	雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全体	255.41	262.22	279.17	285.89	290.72	
	人 口 汚水	7,724	7,695	7,570	7,672	7,736	外国人登録人口含む
	雨水	380					外国人登録人口含む
	全体	7,724	7,695	7,570	7,672	7,736	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	3,332	3,364	3,338	3,457	3,507	
普及状況	水洗化人口 (人)	5,032	5,066	5,159	5,288	5,392	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	2,082	2,132	1,945	2,019	2,162	
	普及率 (人口比%)	53.7	53.8	54.1	54.8	55.6	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	65.1	65.8	68.2	68.9	69.7	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	62.5	63.4	58.3	58.4	61.6	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	73.9	75.9	80.8	82.7	84.1	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	67.37	69.01	70.44	71.85	72.93	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	整備延長(決算ベース)
処理場	流入水量(日平均m³/日)	1,604	1,660	1,659	1,484	1,506	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	3,541	3,724	4,900	2,759	3,519	晴天時
	有収水量(m³/日)	1,376.1	1,409.2	1,442.6	1,436.8	1,452.5	
	有 収 率 (%)	85.8	84.9	87.0	96.8	96.5	有収水量÷日平均流入水量
マンホールポンプ (箇所)		13	16	17	17	19	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	225,953	324,161	312,882	239,749	184,737	決算ベース
	(千円) 累 計	7,729,599	8,053,760	8,366,642	8,606,391	8,791,128	

公共下水道事業整備調書（八代東部処理区）

区 分		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	49	49	49	49	53	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	672	745	747	916	921	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	314	353	356	432	443	
認可区域	面 積 (ha)	49.00	49.00	49.00	49.00	53.00	
	人 口 (人)	523	582	599	661	911	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	239	272	276	309	439	
整備面積	面 積 汚水	44.88	44.88	45.73	45.73	45.73	
	雨水						
	全体	44.88	44.88	45.73	45.73	45.73	
	人 口 汚水	529	609	603	817	749	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	529	609	603	817	749	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	40.39	40.39	45.69	45.73	45.73	
	雨水						
	全体	40.39	40.39	45.69	45.73	45.73	
	人 口 汚水	529	609	603	817	749	外国人登録人口含む
	雨水	0	0	0	0	0	外国人登録人口含む
	全体	529	609	603	817	749	外国人登録人口含む
普及状況	世 帯 数 汚水	261	301	302	399	365	
	水洗化人口 (人)	454	597	707	825	803	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	226	233	331	424	444	
	普及率 (人口比%)	78.7	81.7	80.7	89.2	81.3	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	85.8	98.0	117.2	101.0	107.2	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	86.6	77.4	109.6	106.3	121.6	水洗化戸数÷汚水世帯数
管渠延長	整備率 (認可区域比%)	91.6	91.6	93.3	93.3	86.3	汚水整備面積÷認可面積
	汚 水 (km)	6.18	6.18	6.32	6.32	6.32	整備延長(決算ベース)
処 理 場	雨 水 (km)	0	0	0	0	0	整備延長(決算ベース)
	現有処理能力 (土木)						既設／全体計画
	(20, 400 m ³ /日) (機械)						既設／全体計画
	流入水量(日平均 m ³ /日)						晴天時
	流入水量(日最大 m ³ /日)						晴天時
	有収水量(m ³ /日)	233.0	224.4	259.7	318.0	333.6	有収水量÷日平均流入水量
	有 収 率 (%)						日平均
	脱水汚泥量(t/日)						日平均
	流 入 BOD						日平均
	水 質 SS						日平均
ポンプ場	(mg/1) 放流 BOD						日平均
	S S SS						日平均
マンホールポンプ	汚 水 (箇所)						既設／認可計画
	雨 水 (箇所)						既設／認可計画
マンホールポンプ (箇所)		4	4	4	4	4	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	27,707	0	9,080	563	4,775	決算ベース
	(千円) 累 計	423,931	423,931	433,011	433,574	438,349	

(4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設置目的 公共下水道の処理区域内において、排水設備を公共下水道に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施行年月日 平成17年8月1日

設置目的 生活扶助世帯の所有に係る公共下水道の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を公共下水道に接続するための工事に必要な経費を、予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

(5) 農業集落排水処理施設事業

① 沿革

泉町下岳上地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日 平成 4年 2月24日

事業採択年月日 平成 4年 4月10日

供用開始年月日 平成 8年10月 1日

東陽町南区地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日 平成 6年 8月16日

事業採択年月日 平成 7年 4月 4日

供用開始年月日 平成12年 4月 1日

② 事業計画

処 理 区		泉町下岳上処理区	東陽町南区処理区
事 項			
計 画 年 度		平成4年度～平成8年度	平成7年度～平成11年度
集 落 圏 面 積 (ha)		440	220
事業計画区域面積 (ha)		24	48
計画処理対象人口 (人)		820	2300
処 理 方 法		嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－Ⅲ型	回分式活性汚泥方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－Ⅺ96型
処 理 場	設置数 (箇所)	1	1
	計画汚水量 (㎥/日)	222	621
	処理能力 (㎥/日)	246	690
ポンプ施設	設置数 (箇所)	16	31
管渠	延長 (km)	10.9	19.6
放流水質	BOD (mg/ℓ)	20 (除去率90%)	20 (除去率90%)
	SS (mg/ℓ)	50 (除去率75%)	50 (除去率75%)
排 除 方 式		分 流 式	分 流 式

③ 使用料、受益者分担金

ア 八代市農業集落排水処理施設条例

当初：平成17年8月1日施行

直近：令和5年4月1日施行

区 分	金 額 (月 額)	備 考
基本料金	2,369円	
世帯員割	789円	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,579円	店舗面積により加算
その他の料金	469円	学校職員、児童生徒

※消費税抜き

イ 八代市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例

単位分担金額
1世帯につき 100,000円

当初：平成17年8月1日施行

④ 泉町下岳上地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成4年度～平成8年度

事業総額 934,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管 渠 污水管 L=10.9km

小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 16箇所

b 処理場一式

型 式 名 称 日本農業集落排水協会（JARUS）-Ⅲ型

処 理 能 力 全体計画 246m³/日

現 有 246m³/日

施 設 概 要

処理場上屋（RC造1階建） 処理場 820人槽

ばっ気沈砂槽、流量調整槽、嫌気性濾床槽

接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽、汚泥濃縮貯留槽

機械電気設備一式

現有設備概要

原水ポンプ

80φ×0.445m³/分×9.25m×2.2kW×2台

非常用エンジンポンプ

50φ×0.445m³/分×10m×4.5PS×1台

水中攪拌ポンプ

0.98m³/分×2.80m 80φ×50φ×2.2kW×1台

嫌気性ろ床槽攪拌装置

VP40 有孔管 12基

汚泥引抜ポンプ（横型自吸式）

50φ×0.15m³/分×10m×2.2kW×1台

送 風 機

ブロワ

65φ×1.59m³/分×4,500mmAq×3.7kW×2台

発 電 機

ディーゼルエンジン発電機

20kVA×1台、13kVA×1台、8.0kW×1台

⑤ 東陽町南区地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成7年度～平成11年度
事業総額 1,970,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管 渠 汚水管 L=19.6km
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 31箇所

b 処理場一式

型 式 名 称	日本農業集落排水協会（JARUS）-XI96型
処 理 能 力	全体計画 690m ³ /日 現 有 690m ³ /日
施 設 概 要	処理場上屋（RC造2階建） 処理場 2,300人槽 ばっ気沈砂槽、流量調整槽、回分槽 散水ポンプ槽、消毒槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽 放流施設、機械電気設備一式
現 有 設 備 概 要	原水ポンプ 100φ×0.6m ³ /分×7.0m×2.2kW×3台 非常用エンジンポンプ 80φ×0.6m ³ /分×10m×6.0PS×2台 水中攪拌ポンプ 80φ×3.7kW×2台 回分槽ばっ気攪拌装置 3.7kW×2台 汚泥引抜ポンプ（エアリフト式） PVC製 1台 上澄水排出装置 堰式 1.5m×0.2kW×2台 送 風 機 ブロワ 65φ×1.41m ³ /分×5,000mmAq×3.7kW×3台 発 電 機 ディーゼルエンジン発電機 20kVA×1台、6.0kVA×2台 脱 水 機 多重円板型 40kg-DS×8.85kW×1台

⑥ 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設 置 目 的 農業集落排水の処理区域内において、排水設備を農業集落排水に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施 行 年 月 日 平成17年8月1日

助 成 概 要 生活扶助世帯の所有に係る農業集落排水の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を農業集落排水に接続するための工事に必要な経費を予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

農業集落排水処理施設事業整備調書（泉町下岳上地区）

		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人 口 (人)	1,759	1,687	1,586	1,513	1,453	
	世 帯 数 (世帯)	791	782	746	736	720	
事業計画	集 落 圏 面 積 (ha)	440	440	440	440	440	
	事業計画区域面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	820	820	820	820	820	
	世 帯 数 (世帯)	180	180	180	180	180	
整備区域	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	469	459	428	382	377	
	世 帯 数 (世帯)	195	195	179	171	177	
供用開始区域	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	469	459	428	382	377	
	世 帯 数 (世帯)	195	195	179	171	177	
普及状況	水洗化人口 (人)	386	362	345	325	317	
	水洗化世帯数 (世帯)	151	149	143	141	133	
	普 及 率 (人口比%)	26.7%	27.2%	27.0%	25.2%	25.9%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	82.3%	78.9%	80.6%	85.1%	84.1%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	77.4%	76.4%	79.9%	82.5%	75.1%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚 水 (km)	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(246m ³ /日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	163	167	159	168	163	
	流入水量(日最大m ³ /日)	390	514	546	546	364	
	有収水量(日平均m ³ /日)	163	167	159	168	163	
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	日平均(脱水前)
	放流水質 BOD	5.5	6.2	8.2	7.1	12.3	月平均
	(mg/l) SS	5.4	4.8	4.9	5.6	4.6	月平均
マンホールポンプ (箇所)		16	16	16	16	16	
建設事業費〔起債対象〕	単 年 度	0	0	0	0	0	
	(千円) 累 計	934,000	934,000	934,000	934,000	934,000	

農業集落排水処理施設事業整備調書（東陽町南区地区）

		R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人 口 (人)	2,012	1,948	1,911	1,864	1,810	
	世 帯 数 (世帯)	816	807	817	814	807	
事業計画	集 落 圏 面 積 (ha)	220	220	220	220	220	
	事業計画区域面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	世 帯 数 (世帯)	518	518	518	518	518	
整備区域	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,426	1,381	1,352	1,328	1,281	
	世 帯 数 (世帯)	570	566	574	574	567	
供用開始区域	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,426	1,381	1,352	1,328	1,281	
	世 帯 数 (世帯)	570	566	574	574	567	
普及状況	水洗化人口 (人)	1,191	1,153	1,130	1,111	1,065	
	水洗化世帯数 (世帯)	469	466	451	447	400	
	普 及 率 (人口比%)	70.9%	70.9%	70.7%	71.2%	70.8%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	83.5%	83.5%	83.6%	83.7%	83.1%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	82.3%	82.3%	78.6%	77.9%	70.5%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚 水 (km)	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(690m ³ /日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	471	445	429	436	426	
	流入水量(日最大m ³ /日)	749	820	872	871	694	
	有収水量(日平均m ³ /日)	471	445	429	436	426	
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.14	0.19	0.15	0.05	0.12	日平均(H25より脱水後)
	放流水質 BOD	1.3	1.8	2.3	6.5	7.8	月平均
	(mg/l) SS	2.1	2.3	3.8	5.3	3.0	月平均
マンホールポンプ (箇所)		31	31	31	31	31	
建設事業費〔起債対象〕 (千円)	単 年 度	0	0	0	0	0	
	累 計	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	

(6) 公共浄化槽等整備推進事業

① 目 的

市町村が設置主体となって戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与する。

② 対象地域

浄化槽処理促進区域（泉町、東陽町で農業集落排水処理施設の処理区域外の地域）

③ 事業の要件

以下のアからエのすべてを満たすものであること。

ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

イ 原則として、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽を整備する事業であること。

ウ 適正な維持管理を確実に確保するため住民等の協力体制が整っていること。

エ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽は特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるもの。

④ 財政措置の概要

- ・ 国庫補助金 1/3 （循環型社会形成推進交付金）
- ・ 起債 17/30 （下水道債、過疎債）
- ・ 受益者分担金 1/10

⑤ 事業計画と整備状況

令和6年3月31日現在

事業区域		泉地区	東陽地区	合計
事業期間		平成14年度～令和5年度	平成13年度～令和5年度	平成13年度～令和5年度
計画	計画基数	510基	190基	700基
	計画人口	1,620人	992人	2,612人
	計画区域内現在人口	1,158人	559人	1,717人
整備状況	設置済基数	278基	160基	438基
	水洗化人口	512人	331人	843人

⑥年度別・人槽別整備状況

(単位：基)

地区名	人 槽	寄附	H13～ H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
泉	5人槽	15	97	1		3	3	3	1	3	2			128
	6人槽	8												8
	7人槽	21	93											114
	8人槽	9												9
	10人槽	3	9										1	13
	14人槽		1											1
	20人槽		1											1
	45人槽	1												1
	50人槽	1	1											2
	60人槽	1												1
	合 計	59	202	1	0	3	3	3	1	3	2	0	1	278
	累 計	59	261	262	262	265	268	271	272	275	277	277	278	
東 陽	5人槽		75					1						76
	7人槽		83											83
	14人槽		1											1
	合 計		159	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	160
	累 計		159	159	159	159	159	160	160	160	160	160	160	
合 計	5人槽	15	172	1		3	3	4	1	3	2	0	0	204
	6人槽	8												8
	7人槽	21	176											197
	8人槽	9												9
	10人槽	3	9										1	13
	14人槽		2											2
	20人槽		1											1
	45人槽	1												1
	50人槽	1	1											2
	60人槽	1												1
	合 計	59	361	1	0	3	3	4	1	3	2	0	1	438
	累 計	59	420	421	421	424	427	431	432	435	437	437	438	
設置基数進捗状況		8.4%	60.0%	60.1%	60.1%	60.6%	61.0%	61.6%	61.7%	62.1%	62.4%	62.4%	62.6%	

⑦使用料、受益者分担金

ア 八代市公共浄化槽条例

a 公共浄化槽使用料

一般世帯の公共浄化槽の使用料

当初：平成17年8月1日施行

直近：令和 5年4月1日施行

区分	料金（税別）
基本料金（1件当たり）	4,058円
世帯員割（6人以上据置）	448円

事業所等の公共浄化槽の使用料

人槽区分	金額
5 人槽	5,360円
6 人槽	5,450円
7 人槽	5,540円
8 人槽	5,810円
10 人槽	6,180円
11～15人槽	9,450円
16～20人槽	11,950円
21～25人槽	14,560円
26～30人槽	17,060円
31～35人槽	19,150円
36～40人槽	21,230円
41～45人槽	22,060円
46～50人槽	26,230円
60 人槽	30,750円

備考 公民館、集会所等の公共浄化槽の使用料は、4,058円とする。

b 公共浄化槽受益者分担金

【泉地区】当初：平成17年8月1日施行

人槽区分	分担金額
5 人槽	100,000円
6 人槽	100,000円
7 人槽	100,000円
8 人槽	100,000円
10 人槽	100,000円
11～15人槽	200,000円
16～20人槽	300,000円
21～25人槽	400,000円
26～30人槽	450,000円
31～40人槽	550,000円
41～50人槽	600,000円

【東陽地区】

分担金額
100,000円

当初：平成17年8月1日施行

公共浄化槽等整備推進事業整備調書（泉地区）

		R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人 口 (人)	1,759	1,687	1,586	1,513	1,453	
	世 帯 数 (世帯)	791	782	746	736	720	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	計 画 人 口 (人)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
	計 画 基 数 (基)	510	510	510	510	510	
	現 在 人 口 (人)	1,290	1,228	1,158	1,131	1,076	
	現 在 世 帯 数 (世帯)	596	587	567	565	543	
処理区域	面 積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	人 口 (人)	608	580	556	530	512	
	設 置 済 基 数 (基)	272	275	277	277	278	
普及状況	水洗化人口 (人)	608	580	556	530	512	
	水洗化世帯数 (世帯)	239	260	255	254	220	
	普 及 率 (人口比%)	34.6%	34.4%	34.4%	35.1%	35.2%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	550	550	550	550	550	
	現在処理能力 (m ³ /日)	378	365	360	360	358	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	121	116	111	106	102	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	44,384	42,456	42,340	40,588	37,478	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	44,384	42,456	42,340	40,588	37,478	0.2m ³ /人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
	建設事業費 (千円)	単 年 度 累 計	2,749 935	2,855 224,686	2,090 226,776	1,855 228,631	人件費含まず

公共浄化槽等整備推進事業整備調書（東陽地区）

		R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人 口 (人)	2,012	1,948	1,911	1,864	1,810	
	世 帯 数 (世帯)	816	807	817	814	807	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	計 画 人 口 (人)	992	992	992	992	992	
	計 画 基 数 (基)	190	190	190	190	190	
	現 在 人 口 (人)	586	567	559	536	529	
	現 在 世 帯 数 (世帯)	246	241	243	240	240	
処理区域	面 積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	人 口 (人)	386	365	355	346	331	
	設 置 済 基 数 (基)	160	160	160	160	160	
普及状況	水洗化人口 (人)	386	365	355	346	331	
	水洗化世帯数 (世帯)	147	148	145	142	129	
	普 及 率 (人口比%)	19.2%	18.7%	18.7%	18.6%	18.3%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	266	266	266	266	266	
	現在処理能力 (m ³ /日)	195	182	178	177	173	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	77	73	71	69	66	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	28,178	26,718	26,645	25,915	24,229	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	28,178	26,718	26,645	25,915	24,229	0.2m ³ /人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
	建設事業費 (千円)	単 年 度 累 計	0 0	0 162,773	0 162,773	0 162,773	人件費含まず

6 日奈久港整備事業

事業主体 八 代 市

事業年度 着 手 平成 3年度

※「八代市公共事業評価規程」に基づき、第3回目の事業評価を実施し、
「事業休止」の方針決定。

(1) 全体計画

①日奈久港改修（地方）事業【補助事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
防波堤（A）	60m	物揚場（B）	80m	道 路（B）	100m
防波堤（B）	75m	船揚場	20m		
護岸（防波）	280m	ポンツーン	330m		
物揚場（A）	250m	浮棧橋	1基		

平成22年度までの総事業費 2,774百万円

財源内訳 国 1,110百万円

地 方 債 1,422百万円

一般財源 242百万円

②日奈久港港湾環境整備事業【補助事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
護 岸（Ⅰ）	207m	護 岸（Ⅱ）	80m	突 堤	65m
砂 止 堤	34m	緑 地	1,525m ²		

平成22年度までの総事業費 439百万円

財源内訳 国 171百万円

地 方 債 197百万円

一般財源 71百万円

③日奈久港港湾施設整備事業【市単独事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
護 岸（D）	30m	護 岸（E）	35m	照 明 灯	9 基
緑 地	440m ²	航 路（-1.5m）	520m	15 号 護 岸	34 m

平成26年度までの総事業費 1,025百万円

財源内訳 一般財源 1,025百万円

④日奈久港みなと振興交付金事業【交付金事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
人道橋	2 基	休憩所	1 基	通路工	110m

社会実験・・・一式

平成26年度までの総事業費 160百万円

財源内訳 国 75百万円

一般財源 85百万円

(2) 事業経過

年度	事業内容	年度	事業内容
H 3	業務委託	H13	物揚場(A)、船揚場、防波堤(A) 付帯工事
H 4	業務委託、漁業補償	H14	船揚場、防波堤(A)、付帯工事
H 5	業務委託、漁業補償、航路浚渫工事	H15	船揚場、道路(B)、埠頭用地埋立 付帯工事
H 6	業務委託、航路・泊地浚渫工事、付帯工事	H16	業務委託、護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D) 付帯工事
H 7	業務委託、泊地浚渫、護岸工事、付帯工事	H17	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D)、付帯工事
H 8	業務委託、物揚場(B)、道路護岸工事 付帯工事	H18	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 砂止堤、突堤、付帯工事
H 9	護岸(防波)、物揚場(A)、道路護岸工事 付帯工事	H19	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)、付帯工事
H10	護岸(防波)、物揚場(A)、付帯工事	H20	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)・養浜 付帯工事、業務委託
H11	物揚場(B)、泊地(床止)、付帯工事	H21	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋・休憩所 付帯工事
H12	物揚場(A)、物揚場(B)、船揚場 付帯工事	H22	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋 付帯工事

平成22年度までの総事業費 4,316百万円
 財源内訳 国 1,356百万円
 地方債 1,619百万円
 一般財源 1,341百万円

7 鏡港整備事業

【第Ⅰ期】

事業主体 八代市（旧鏡町）
 事業年度 着手 昭和53年度
 竣工 昭和57年度
 供用開始 昭和57年11月24日

(1) 全体計画

①鏡港改修（局改）事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場（-1.0m）	100m	船揚場	15m
泊地（-1.0m）	(12,200m ²) 7,900m ³		

総事業費 193百万円
 財源内訳 国 64百万円 県 19百万円
 地方債 104百万円 一般財源 6百万円

(2) 事業経過

昭和53年度 業務委託
昭和54年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和55年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和56年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事
昭和57年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事

【第Ⅱ期】

事業主体 八代市(旧鏡町)
事業年度 着手 平成 5年度
竣工 平成12年度
供用開始 平成13年3月31日

(1) 全体計画

①鏡港改修(局改)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場 (-1.0m)	130m	泊地 (-1.0m)	(13,000m ²) 33,100m ³

総事業費 570百万円

財源内訳 国 190百万円 県 54百万円
地方債 269.4百万円 一般財源 56.6百万円

(2) 事業経過

平成 5年度 業務委託
平成 6年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成 7年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成 8年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成 9年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成10年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成11年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成12年度 物揚場 (-1.0m) 工事、泊地浚渫工事

【第Ⅲ期】

事業主体 八代市(鏡支所)
事業年度 着手 平成19年度
竣工 平成23年度
供用開始 平成23年7月29日

(1) 全体計画

①鏡港港整備交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
航路 (-1.0m)	(20,000m ²) 20,000m ³

総事業費 205百万円

財源内訳 国 80百万円
一般財源 125百万円

(2) 事業経過

平成19年度 業務委託
平成20年度 泊地浚渫工事（単独）
平成22年度 航路浚渫工事

【第Ⅳ期】

事業主体 八代市
事業年度 着手 平成29年度

(1) 全体計画

①社会資本整備総合交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
泊地（-1.0m）	(27,000m ²) 72,000m ³

令和4年度までの総事業費	318百万円
財源内訳	
国	105百万円
地方債	192百万円
一般財源	21百万円

(2) 事業経過

平成28年度 鏡港泊地浚渫工事
平成28年度 鏡港泊地浚渫工事（その2）
平成29年度 鏡港泊地浚渫工事
平成30年度 鏡港泊地浚渫工事
令和2年度 鏡港泊地浚渫工事
令和3年度 鏡港泊地浚渫工事
令和4年度 鏡港泊地浚渫工事
令和4年度 鏡港泊地浚渫工事（その2）
令和5年度 鏡港泊地浚渫工事

8 九州新幹線整備関連事業

(1) 駅舎整備

①新幹線新八代駅

整備主体	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備年度	平成 13 年度～平成 15 年度
施設概要	高架駅 1 階：改札口、駅事務室、みどりの窓口、待合室、トイレ（男女・多目的）等 2 階：ホーム（8 両対応）、旅客上屋、待合室 昇降設備：エレベーター、エスカレーター

②観光物産案内所（八代市観光物産案内所）

運 営	八代市 観光振興課
サービス内容	・観光及び物産の案内等を目的とした情報の提供（各種情報誌・市内案内図・パンフレット・ポスター等） ・物産品の展示 ・各種行事・イベント等の P R 及び情報提供
事業費	112,000 千円 財源内訳：地方債 80,200 千円 一般財源 31,800 千円
面 積	観光物産案内所 122.36 m ² 一般通路 204.80 m ² 公衆トイレ 63.05 m ² 浄化槽埋設地 156.49 m ²

③在来線新八代駅

整備主体	J R 九州
事業費	326,225 千円
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
施設概要	橋上駅舎 ホーム 2 面（上下線）、駅務室・改札（有人）、トイレ（男女・多目的） エレベーター（上下線に各 1 基）

④自由通路

事業費	411,229 千円
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
建築面積	1,155 m ²
延長	130m（横断距離 L ≒ 40m）
幅員	4m
構造	鉄骨造 2 階建 斜路付立体横断施設（手押し自転車通行可）
昇降施設	通過型エレベーター 2 基（車椅子対応 11 人乗り）

(2) 駅前広場整備

①東口駅前広場

整備面積	10,580 m ²
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
主な施設	バス乗降場……………4 バース タクシー乗降場……………3 バース 一般車乗降場……………2 バース 身障者乗降場……………2 バース タクシープール……………12 台 モニュメント……………1 基

②南口広場

整備面積	1,570 m ²
整備年度	平成 15 年度
主な施設	駐輪場……………約 40 台 サークルベンチ……………1 基

* 東口駅前広場及び南口広場事業費 907,133 千円

③西口駅前広場

事業費	177,116 千円	
整備面積	1,820 m ²	
整備年度	平成 15 年度	
主な施設	バス乗降場……………1 バース	タクシー乗降場……………1 バース
	一般車乗降場……………2 バース	身障者乗降場……………1 バース
	タクシープール……………2 台	一般者待合場……………4 基
	時計塔……………1 塔	駐輪場……………約 50 台

(3) アクセス道路

①県道西片新八代停車場線

整備主体	熊本県
整備年度	平成 13 年度～平成 15 年度
施設概要	延長：980m 幅員：17m

(4) 肥薩おれんじ鉄道

九州新幹線の開業に伴い、鹿児島本線八代～川内間が、J R 九州から経営分離されることを受け、熊本県と鹿児島県、そして沿線の 10 市町（現在 7 市町）などの出資により、第三セクター鉄道会社として、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立される。

肥薩おれんじ鉄道株式会社（八代市萩原町 1 丁目 1 番 1 号）

設立年月日	平成 14 年 10 月 31 日
開業日	平成 16 年 3 月 13 日
株主	【熊本県側】熊本県、八代市、水俣市、芦北町（旧芦北町、旧田浦町） 津奈木町 【鹿児島県側】鹿児島県、薩摩川内市（旧川内市）、出水市（旧出水市、旧高尾野町、旧野田町）、阿久根市 【J R 貨物】
駅の数	28 駅（有人駅 10 駅・無人駅 18 駅）

①初期投資に対する負担割合について

- ア 熊本県側：鹿児島県側＝1：1
 ＊ただし、新八代駅の折り返し設備に関する費用（65,000 千円）は熊本県側で負担する。
- イ 県：沿線市町＝85：15
- ウ 沿線市町間の負担割合＝均等割 1/10 人口割 6/10 新幹線駅割 3/10
 ＊新幹線駅割の負担率は、八代市 50%、水俣市 45%、津奈木町 5%とする。
- エ 負担率

	割合（%）（端数調整前）
熊本県	85.00
八代市	8.32 (8.325)
水俣市	4.02
旧田浦町	0.59 (0.585)
旧芦北町	1.23
津奈木町	0.84
合計	100.00

②設立当時（平成 14 年度～平成 16 年度）における出資金及び補助金

ア 出資金：市負担	60,750,000 円
全体	1,560,000,000 円
イ 補助金：市負担	194,819,520 円
全体	4,615,330,183 円